

公益社団法人大阪社会福祉士会 社会福祉士実習指導者養成委員会規程

(設 置)

第1条 公益社団法人大阪社会福祉士会（以下「本会」という。）に本会社会福祉士実習指導者養成委員会（以下「実習指導者養成委員会」という。）を設置する。

(目 的)

第2条 実習指導者養成委員会は、大阪府民の生活と権利を擁護することのできる実践力の高い社会福祉士を育成するために、社会福祉士相談援助実習を担う社会福祉士実習指導者の養成とその力量向上を目的とする。

(委員会事業)

第3条 実習指導者養成委員会は、社会福祉士実習指導者講習会の開催運営と共に、その実習指導者のネットワーク作り、実習現場を支援するための情報収集とフォローアップ研修の実施、社会福祉士養成校協会や近畿ブロック他府県社会福祉士会との連携等を行うことができる。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、実習指導者養成委員会の管理、運営に関する事項については、「本会委員会等の設置及び運営に関する規則」の定めるところによる。ただし、当該規則に定めのない事項に関しては、委員長が別に定めることができる。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規程は、2013年5月26日から施行する。
2. 社団法人大阪社会福祉士会社会福祉士実習指導者養成委員会規程（2008年4月1日制定）は、廃止する。